

平成 2 5 年 3 月 2 2 日
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 5 年第 6 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成25年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成25年3月22日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時16分

休憩① 午後 1時52分～午後 1時53分

休憩② 午後 2時09分～午後 2時09分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

平 山 いづみ

伊 藤 憲 春

小 町 邦 彦

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 小林 健司

学務課長 小林美佐子

指導課長 並木 浩子

生涯学習推進センター長 早川 律康

スポーツ振興課長 五十嵐敏行

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

大澤 善昭

案 件

1 議案

- (1) 議案第10号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第11号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方（案）について

3 報告

- (1) 立川市立学校教員の服務事故の処分発令について
- (2) 「小学校における暴力による体罰の実態把握について」及び「部活動指導等における暴力による体罰の実態把握について」の結果について

4 その他

平成25年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成25年3月22日
208及び209会議室

1 議案

- (1) 議案第10号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第11号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方(案)について

3 報告

- (1) 立川市立学校教員の服務事故の処分発令について
- (2) 「小学校における暴力による体罰の実態把握について」及び「部活動指導等における暴力による体罰の実態把握について」の結果について

4 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成25年第6回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案6件、協議1件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

なお、議案(1)議案第10号、教育委員会職員の人事異動について、報告(1)立川市立学校教員の服務事故の処分発令について、報告(2)「小学校における暴力による体罰の実態把握について」及び「部活動指導等における暴力による体罰の実態把握について」の結果について、は人事案件及び服務事故等の処分発令に関する個人情報でございます。また、体罰に関する実態把握は都教委がまだ公表しておりませんので、秘密会にしたいと思います。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 それでは議事進行について確認いたします。議案(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、次に協議(1)を全て終えた後に、最後に議案(1)及び報告(1)並びに報告(2)については秘密会として行います。

次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の定例会におけます教育委員会事務局の管理職の出席でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長でございます。

◎議 案

(2) 議案第11号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第11号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。

早川生涯学習推進センター長、ご説明等お願いします。

○早川生涯学習推進センター長 それでは、議案第11号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

この条例施行規則第7条で地域学習館の使用料の免除を定めており、第3項に立川市立看護専門学校が行うその主たる目的のための使用、についても免除の対象としておりますが、平成25年3月31日をもって同看護専門学校が廃止となることから、条例施行規則第7条第3項を削除するものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○**福田委員長** 議案第 11 号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を終了します。立川市立看護専門学校廃止による文言の整理でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第 11 号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第 11 号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則については承認されました。

◎議 案

(3) 議案第 1 2 号 立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○**福田委員長** 次に議案 (3) に移ります。議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。

それでは、早川生涯学習推進センター長、ご説明お願いいたします。

○**早川生涯学習推進センター長** 議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

この条例施行規則第 5 条で、学習等供用施設の使用料の免除を定めており、第 2 項の 2 に立川市立看護専門学校が行うその主たる目的のための使用についても免除の対象としておりますが、先ほどの議案第 11 号と同様に、平成 25 年 3 月 31 日をもって同看護専門学校が廃止となることから、条例施行規則第 5 条第 2 項の 2 を削除するものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○**福田委員長** 議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を終了します。議案第 11 号と同じく、立川市立看護専門学校廃止による文言整理でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、協議を終了します。

議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、立川市学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 13 号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

○**福田委員長** 次に議案 (4) に移ります。議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。

五十嵐スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

○**五十嵐スポーツ振興課長** 議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

平成 25 年 3 月 31 日の立川市立看護専門学校の廃止に伴い、関係規則を改正する内容でございます。

具体的には、お手元の対照表をご覧ください。学校の定義及び使用料の減免の規定から立川市立看護専門学校を削除するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を終了いたします。これも議案第 11 号及び第 12 号と同じく、立川市立看護専門学校廃止による文言の整理と思います。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第 14 号 立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について

○**福田委員長** 次に議案(5)に移ります。議案題14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。

五十嵐スポーツ振興課長、ご説明お願いいたします。

○**五十嵐スポーツ振興課長** 議案第14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

立川市立看護専門学校の廃止に伴い、関係規則を改正する内容でございます。

学校の定義及び使用料の減免の規定から、立川市立看護専門学校を削除する内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を終了いたします。議案第11号、第12号、第13号と同じく、これも立川市立看護専門学校廃止による文言の整理でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第14号、立川市練成館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第15号 立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

○**福田委員長** 次に議案(6)に移ります。議案第15号、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則をご参照願います。

引き続き五十嵐スポーツ振興課長、お願いいたします。

○**五十嵐スポーツ振興課長** 議案第15号、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

立川市立看護専門学校の廃止に伴い、関係規則を改正するものでございます。

学校の定義及び使用料の減免の規定から、立川市立看護専門学校を削除する内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。それでは、議案第15号、立川市運動場条例施行規則

の一部を改正する規則についての説明を終了いたします。これも同じく立川市立看護専門学校廃止による文言整理と思います。

これより質疑及び協議に移ります。

ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第15号、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第15号、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第15号、立川市運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方(案)について

○**福田委員長** 次に、協議に入ります。

協議(1)立川市における小学校の学校適正規模の考え方(案)について、を協議します。

お手元の資料、立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方(案)をご参照願います。

小林学務課長、ご説明等お願いいたします。

○**小林学務課長** 立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方(案)につきまして、第5回定例会でご意見のございました下線の部分を追加いたしました。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございます。それでは、立川市における小学校の学校適正規模の考え方(案)については、前回に引き続き協議する案件でございます。

これより質疑及び協議に移ります。前回、田中委員から、「今後は」、の後に「教育的視点」を入れるとのご要望をいただきました。全体の文脈及び内容を踏まえて、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 第5回定例会で私から申し上げた「教育的視点にもとづく」、これについては、「今後は、」の後ではなくて、下から3行目に「教育的視点にもとづく適正規模の確保に向け、」と、このように文言について入れていただいて、このほうがすっきりしておりますし、より確かなものになると思いますので、ご配慮いただいたこと、お礼申し上げます。ありがとうございます。

なお、この中で教育的視点にもとづくの「もとづく」ですが、平仮名になっているので、できたら漢字のほうがよろしいかと思えます。基礎、基本の基です。

その理由については、1つは、この表側のところの7行目に「基本的な考え方を基に」とあります。この「基に」が漢字になっています。これに合わせてはどうかということです。

2つには、常用漢字を使うのが一般的ですので、もとづくの「もと」は漢字かと思います。

もう1つは、国のほうで確か平成22年11月、内閣訓令第1号、ここにおいて各行政機関においては文書規定に云々と、この一文がありますので、東京都の文書規定を拝見させていただきますら「基づく」が漢字になっていました。それに準じてここは漢字に直して「づく」を平仮名とされてはいかがでしょうか。あとは事務局にお任せいたします。

○**福田委員長** それでは資料の2枚目をご覧ください。四角に囲んだ中の下から3行、教育的視点に「もとづく」を漢字の「基づく」というご要望です。これについて各委員はご意見いかがですか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** では、そのようにご訂正をお願い申し上げます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、立川市における小学校の学校適正規模の考え方については、昨年来10回協議を重ねてきて合議した案件でございますので、ここで確認をしておきます。

まず確認したいのは、表題の立川市における小学校の学校適正規模の考え方、これを適正規模の基本的な考え方という形でこれに変更する、これは皆さんいかがですか。

○**田中委員** これまで議論してきた中で、教育的な視点あるいは学術的な視点ということで本市の現状と課題、それを踏まえた上での学校適正規模の考え方を申し上げたので、できたら、基本的なが入ることによってより明確になると思いますので、是非この方向でお願いしたいと思います。

○**福田委員長** このことについてはご異議ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 先ほど田中委員からありましたように、この原点というのは一人ひとりの子どもを大切に。それから子どもの視点を重視する。そしてどの子どもにも安心と平等な教育を提供する。こういう基本的な考え方を基に策定しておりますので、特に学習面、生活指導面、学校運営面等において、学校規模が子どもに与える影響について今まで議論を重ねてきたわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

次に2枚目でございますが、前は、「次のような結論に達しました」を、「次のように基本的な考え方をまとめました」に変更したわけですが、これについてはいかがですか。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今おっしゃった基本的な考え方をまとめました、このようにしたほうが下の四角の中がより適切になると思いますので、その方向でお願いいたします。

○**福田委員長** ご異議ないようでしたら、その方向でお願いいたします。

次に3つ目でございます。適正規模の確保及び適切な対策については、学校や地域の事情

を考慮し、「通学区域の見直し」、「学校の統合」、「校舎等の増改築」などによるものとする、を、今後は、児童数の将来推計や35人学級の動向、地域の特性や課題など、学校を取り巻く様々な要因に留意しながら、教育的視点に基づく適正規模の確保に向け、「通学区域の見直し」、「学校の統合」、「校舎等の増改築」など適切な対策をとるものとする、このように変更しておりますけれど、これについてはいかがですか。

はい、田中委員。

○田中委員 こちらでまとめられたこの内容でいいと思います。特に学校を取り巻く様々な要因と、これについては学校だけではなくて地域、社会あるいは全ての地域文化がありますから、そういうことを網羅した形での表記ですから、この方向で進めていただきたいと思います。

○福田委員長 ほかにご意見、ご要望ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでしたら、そういう形でお願いします。

私のほうで四角の中を再確認する形で読み上げますので、ご確認をお願いします。

立川市教育委員会は、教育目標である「生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり」の実現のため、子どもたちが学校生活で、豊かな人間関係を築き、社会性を培い、生きる力を身につけるための望ましい小学校の適正規模の標準は18学級と考える。

小規模校（11学級以下）及び大規模校（25人学級以上）になった場合は、適切な対策を講ずるものとする。

なお、12学級以上であっても、当面、クラス替えができる1学年2学級以上を維持できない場合には、対策について検討する。

今後は、児童数の将来推計や35人学級の動向、地域の特性や課題など、学校を取り巻く様々な要因に留意しながら、教育的視点に基づく適正規模の確保に向け、「通学区域の見直し」、「学校の統合」、「校舎等の増改築」など適切な対策をとるものとする、以上でございますけれども、いかがですか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 それでは、この形でお願いします。

その他、ご質問、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、立川市における小学校の学校適正規模の考え方（案）についての協議を終了します。

立川市における小学校の学校適正規模の考え方（案）について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、立川市における小学校の学校適正規模の考え方

(案)について、は承認されました。

表題は立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方とします。(案)を削除願います。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 1時52分休憩

午後 2時09分再開

○福田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎その他

○福田委員長 その他に移ります。

その他、ございますか。並木指導課長。

○並木指導課長 報告ということで、3月20日の春分の日に第4回中学生東京駅伝大会の開催がございましたので、そのことのご報告をさせていただきます。

第4回中学生東京駅伝大会については、3月20日水曜日、春分の日に第4回大会として味の素スタジアム都立武蔵野の森公園特設周回コースにて開催されたところでございます。

これは東京都教育委員会によって主催されるもので、参加については23区26市1町と招待チームとして今回、南三陸町からの生徒を含む51地区の参加ということで、午前中に女子の部、午後に男子の部として行われたものでございます。男子につきましては1チーム17

名、女子については16名のチーム編成にて参加しております。

立川市においては10月に監督会議を行い、11月に実行委員会を設置し、当日の運営や練習に向けて取組みを進めてきたところでございます。当日の順位についてでございますが、女子が36位、男子が42位でございます。なお、公式記録については、今後、東京都教育委員会から公表されるものでございます。

今回の実施の評価を踏まえて、また来年度に向けて取組を進めていきたいと考えております。様々なご支援をいただきましてありがとうございます。

なお、来年度の第5回大会については、実施時期が早まり、2月11日の祝日に実施される予定と聞いております。

以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。女子が36位、男子が42位ということでございます。引率や指導等、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

これについて何か、委員の方々からご要望、ご意見ございますか。

はい、田中委員

○**田中委員** 今、並木指導課長から報告を受けたわけですが、学校教育でもう少しこのあたりの体力向上あるいは体育の授業の配慮が必要であるということと、場合によっては家庭での、体力向上を含めてその他の向上をどう図るか、並木指導課長のほうで何か試案がありましたら少し教えていただきたいと思います。

○**並木指導課長** ここで東京都教育委員会では体力向上の計画の新しいものを平成26年度から第2次の計画がスタートいたします。その中には、例えば小学校についてですと、1日60分間の運動に親しむようにするですとか、具体的な項目が改めて設定されておりますので、またそれを検討しながら各学校で取組を進めていくということと、それから来年度についてもスポーツ教育推進校がまた新たに指定を受けたところですので、こういった学校の取組を各学校にうまく伝えていけるように、取組を検討していきたいと考えています。

○**福田委員長** 私からですが、こういうように23区26市を中心に区市町村対抗で、数値で順位が公表されるということに対する様々な都民の皆さんの受け止め方があろうと思います。これは学力についても同じだと思いますけれども、特に男女ともに選抜した子どもたちの、特定の子どもたちの選手強化でなくして、全体の立川の子どもたちの体力の底上げ、これをやはり図っていく必要があろうかと思えます。それは今後の学校との連携、地域、家庭との連携もあろうかと思えますが、ご一考いただければありがたいと思います。

それから、この中学校駅伝の大きな狙いはございますけれども、子どもたちにとって、これに出たいんだと、立川の代表としてこれに出て何らかの形で貢献しようという、そういう雰囲気醸成しなければいけないと思います。区市によっても若干取組方は違うと思いますが、校長会等とも連携をする中で、反省等をもとに今後の対応、対策をお考えいただければありがたいと考えております。

以上でございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 では、その他を終わります。

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成 25 年第 7 回立川市教育委員会定例会を平成 25 年 4 月 11 日木曜日、午後 1 時 30 分より、210 会議室にて開催いたします。

以上で平成 25 年第 6 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 1 6 分

署名委員

.....

委員長